

◎新潟県告示第306号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟地方法務局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年3月19日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和2年10月1日から令和3年2月26日まで
- 3 作業地域 新潟市西区小針が丘、小針藤山、小針南台、小針上山、松美台、小針台及び真砂一丁目の各一部地域